

支 払 基 金
平成 2 6 年 6 月 2 0 日

医薬品マスターの改定について

今般、平成 2 6 年 6 月 2 0 日付け厚生労働省告示第 2 6 3 号及び同第 2 6 4 号に基づき医薬品マスターを改定しましたのでお知らせします。

なお、同第 2 6 3 号による医薬品について、医薬品名と規格単位が 3 2 文字を超えるものは、別紙 1 の 1 のとおり「医薬品名・規格名」欄の漢字名称等を省略し、容量が不明な注射薬(4 品目)は、別紙 1 の 2 のとおり「注射容量」欄を「 0 」に設定し収載しております。

また、薬価基準収載医薬品の商品名について、別紙 2 のとおり新たに医薬品コード(8 3 品目)を設定しましたので、併せてお知らせします。